運　営　規　定

運営規定

第１章　目　　的

第１条　この規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にするため、組織、運営等に関する事項を規定する。

第２章　役員の選任

第２条　本会議所の役員は、定款に定める事項の他、次の任務を有する。

１．理事長

（１）本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任を持つ。

（２）日本青年会議所、地区協議会、ﾌﾞﾛｯｸ協議会、及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

２．副理事長

（１）理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。

（２）会務並びに職務を分担し、各々分掌の委員会を統括して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

３．専務理事

（１）理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため事務局の統括管理にあたる。

４．事務局長

（２）専務理事と連絡を密にし、本会議所の円滑な運営のため、事務局の統括管理に協力する。

５．理　　事

（３）理事は、本会議所の目的達成のため事業を企画、検討、実施し且つその成果を確認して、議事録又は、報告書を担当副理事長をへて、すみやかに理事長に提出する。

（４）各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会において決定する。

６．直前理事長

（１）直前理事長は、意見を求められたとき理事長経験を生かして必要な助言をする。

７．監　　事

（２）監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。

第３章　出　　席

第３条　担当委員会は３ヶ月毎に正会員の出席率を理事会に報告し、年間実質出席率の最低限界を５０％とする。実質出席率とは、総会、例会の出席率をいう。

２．すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は必ず届出ること。但し、３回の遅刻及び早退は１回の欠席と数える。

３．下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、担当委員長が出席した旨を理事長に報告した場合、出席回数に加える。

（１）ＪＣＩ諸会議

（２）全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会

（３）各地ＪＣの認証伝達式及び記念式典
（４）各地区青年会議所例会
（５）数日間に亘って開催される会合は１回として扱う。

４．病気（要医師の診断書）及び海外出張のため、３ヶ月以上に亘り出席不能な場合は、休会として出席の義務を免除する。
但し、休会届を理事長に提出し、受理された日より休会扱いとする。

５．ＪＣ関係の公務のためあらかじめ届出て総会、例会および理事会に欠席した場合は、出席したものとする。

６．正会員は、原則としてすべての会合に出席する際には、正装としＪＣﾊﾞｯﾁを着用しなければならない。（但し、６，７，８，９月の会合で上衣を着用しない場合はﾊﾞｯﾁは必要でない。）

７．但し、特別委会合の出席は、規定用紙に署名する事を原則とする。

第４章　例会、定例理事会

第４条　例会は、原則として毎月８日に開催する。但し、日曜、祭日の場合は、翌日とする。

第５条　定例理事会は、原則として毎月１日に開催する。但し、日曜、祭日の場合は、変更出来る。

第５章　委員会

第６条　定款に定める本会議所の目的の達成を図るために必要な委員会を理事会の決議に基づいて設置する。別に必要ある時は、理事会の承認をへて、特別委員会または室を設置することができる。

２．委員会には、委員長１名、副委員長１名及び委員若干名を置く。委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。委員会の構成は理事長の運営方針を尊重し理事会の承認を得て任命する。但し、特別委員会はこの限りではない。

第７条　主な職務分掌は、次のとおりとする。

１．総務関係
（１）事務局及び財務の管理
（２）総会、理事会、例会開催に関する事
（３）会費の徴収
（４）会員名簿の完備
（５）褒賞、表彰、慶弔に関する事
（６）事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
（７）定款、諸規定に関する事
（８）物品、備品の保管、管理に関する事
（９）各委員会の連絡調整事務及びその他各委員会に属さない事項

２．広報関係
（１）会報の発行
（２）日本青年会議所及び会員会議所との情報交換
（３）青年会議所活動の対外的ＰＲ及び報道関係への連絡その他広報活動に関する事

３．会員開発関係
（１）会員の入退に関する事

（２）出席率向上及び会員の資格向上に関する事
（３）会員相互の親睦と友情に関する事
（４）家族会の開催など会員家族間の親睦をはかること
（５）各種会合への参加奨励
４．指導力開発関係
（１）自己啓発、会員訓練、諸経営訓練に関すること
（２）産業及び経済事情の研究に関する事
（３）議事法及び実践指導力の徹底
５．社会開発関係
（１）地域社会に関する事
（２）社会福祉に関する事
（３）交通、公害に関する事
（４）国家、社会問題に関する事
６．経営開発関係
（１）経営問題に関する研究および調査
（２）地域経済の活動促進
（３）他の経済団体との提掲並びに協同事業
７．青少年開発関係
（１）青少年の不良化を防止し、健全育成の推進
（２）青少年の国際知識の普及
（３）青少年問題に関してメンバーの意識の高揚
（４）青少年問題に関係する諸団体との連絡調整
（５）その他青少年問題に関する事項
８．国際関係
（１）国際交流に関すること

第６章　褒　　章

第８条　青年会議所活動に顕著な功績のあった個人、委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。
褒賞の決定は、１２月の例会後の理事会において決定し、翌年１月の総会で褒賞を行う。
（１）個人褒章
顕著な功績のあった個人
（２）委員会褒賞
委員会のうち顕著な功績のあった委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。
（３）優秀会員褒賞
年間出席率９０％以上の会員で顕著な活動が認められた会員に対して理事会の決定により褒賞を行う。
（４）出席率褒賞
年間出席率１００％の会員は、理事会の決定により褒賞を行う。
但し、役員は除く。

細　　則

第９条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附　　則

本規定は、昭和６１年１月１５日総会承認時より施行する。
改訂：平成９年１月１９日